○国土交通省告示第百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道20号改築工事（大月バイパス２工区・山梨県大月市大月二丁目字関屋地内から同市大月町花咲字大曽根地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　山梨県大月市大月二丁目字関屋及び字坂瀬、大月町大月字坂瀬並びに大月町花咲字下川戸、字堂地、字松山、字和原、字大石、字峯山、字宮ノ東及び字大曽根地内

２　使用の部分　山梨県大月市大月二丁目字坂瀬、大月町大月字坂瀬並びに大月町花咲字下川戸、字堂地及び字松山地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県大月市大月二丁目字関屋地内から同市大月町花咲字大曽根地内までの延長1.5㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道20号改築工事（大月バイパス２工区）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道20号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、相模原市、甲府市等を経由して、塩尻市に至る延長約232㎞の主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、大月市の中心市街地を通過することから、地域住民による地域内交通に利用されているとともに、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジへのアクセス道路になっており、当該インターチェンジを利用する広域交通等にも広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であることから、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成25年２月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、大月市大月二丁目字大多地内で14,884台／日、同市大月町花咲字和原地内で15,949台／日、同市大月町花咲字大曽根地内で18,765台／日であり、混雑度はそれぞれ1.65、1.77、2.08となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年７月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているハチクマ、ハイタカ、ヤマメ及びモノアラガイ等が確認されている。これらのうち、オオタカ、クマタカ、サシバ、ハチクマ及びハイタカについては、営巣は確認されておらず、周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから影響は小さいとされている。ヤマメ及びモノアラガイについては、計画路線は生息環境となる河川を橋梁により通過し、橋脚を低水路に入れない計画であることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているツメレンゲ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和50年４月７日に都市計画決定され、平成12年11月16日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、大月市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山梨県大月市役所花咲庁舎